

## 令和2年度 第3回清里区地域協議会次第

日 時：令和2年6月11日(木)

午後3時から

場 所：清里コミュニティプラザ3階

多目的ホール

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 所長あいさつ

### 4 報 告

#### (1) 総務・地域振興グループ報告事項

- ・三針線の再編について

資料 1-1、1-2

#### (2) 教育・文化グループ報告事項

- ・上越市清里テニスコートの廃止について

資料 2-1、2-2

### 5 協 議

#### (1) 令和2年度地域活動支援事業の審査について

- ・採点結果について
- ・採択審査
- ・追加募集について

資料 3-1、3-2

#### (2) 自主的審議事項「空き家対策」について

資料 4

### 6 その他

#### ○ 令和2年度第4回清里区地域協議会の開催(案)について

- ・日 時：令和2年7月16日(木) 午後3時から
- ・会 場：清里コミュニティプラザ 3階多目的ホール

### 7 閉 会

## 三針線の再編について

### 1 要旨

「第2次上越市総合公共交通計画」に基づき、令和2年10月1日から予定している三針線の再編について審議するもの。

※三針線の再編計画は資料2のとおり

### 2 再編の内容

清里区総合事務所から板倉コミュニティプラザ前へ向かう17：45の便(令和元年度は17：55発)について、利用がないことから、定時便からデマンド便に変更し、運行の効率化を図るもの。(今回はこの便のみ変更となります。)

※変更後の乗車は始発時刻の1時間前までに電話予約が必要になります。

### 3 三針線の利用状況(令和元年バス補助年度：H30.10～R1.9)

清里区総合事務所前→板倉コミュニティプラザ前				
ダイヤ	運行区分	年間利用者数(人)	1回運行当たりの利用者数(人)	利用状況
7:32	定時	538	2.2	高校生が通学で利用
8:21	定時	350	1.5	高校生が通学で利用
13:48	デマンド	47	0.2	不定期だが、高野-岡野町で利用あり
15:34	デマンド	3	0.01	年に数回、清里区内-板倉コミュニティプラザ前で利用あり
17:55	定時	0	0	利用なし

板倉コミュニティプラザ前→清里区総合事務所前				
ダイヤ	運行区分	年間利用者数(人)	1回運行当たりの利用者数(人)	利用状況
8:05	定時	37	0.2	不定期だが、岡野町-高野で利用あり
13:32	デマンド	35	0.1	高校生が通学で利用
15:20	デマンド	22	0.1	高校生が通学で利用
17:20	定時	329	1.4	高校生が通学で利用
19:19	定時	130	0.5	高校生が通学で利用

### 4 実施予定日

令和2年10月1日(木)

### 5 その他

- ・三針線は1便当たりの利用者数が1.0人を超えないと、令和4年4月で路線を廃止します。
- ・三針線の令和元年度の1便当たりの利用者数は0.7人です。

## ⑫ 清里区

## ■人口（令和元年 12 月末現在）

総人口	2,608人	2.0%
15歳未満	260人	0.2%
65歳以上	967人	0.7%
75歳以上	526人	0.4%

## ■地域の送迎サービス

No.	名称	運行主体	区 間	運行日
1	スクールバス	市	清里区榑池地区(清里小学校区)	平日
2	サロン送迎	清里まちづくり振興会	清里区内全域	毎週2～3回(平日)

## ■バス路線の収支と評価結果

No.	路線	区分	収支等の状況(H30決算)								平均乗車密度	評価結果
			経常費用(千円)	経常収益(千円)	経常欠損(千円)	収支率	国県補助(千円)	市補助(千円)	年間利用者数(人)	1便当たり利用者数(人)		
1	清里線	幹線	37,837	8,044	29,794	21.3%	3,614	26,177	32,796	幹線	1.0	Ⅲ 運行の効率化(幹線)
		支線								支線		
2	三針線	支線	3,076	291	2,785	9.5%	0	2,785	1,497	0.6	0.4	Ⅰ 路線廃止
合 計			40,914	8,335	32,579	20.4%	3,614	28,962	34,293	5.3	-	

## ■利用の実態（乗降調査）

No.	路線	利用の実態	
		利用の傾向(乗降調査)	利用の特徴(乗降調査)
1	清里線	A・B-ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝夕は通学利用が主</li> <li>昼間は通院、買い物利用が主</li> <li>清里区総合事務所前-赤池間は利用が少ない</li> </ul>
2	三針線	A-ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝夕は通学利用のみ</li> <li>昼間の利用は少ない</li> </ul>

## ■沿線住民の意見

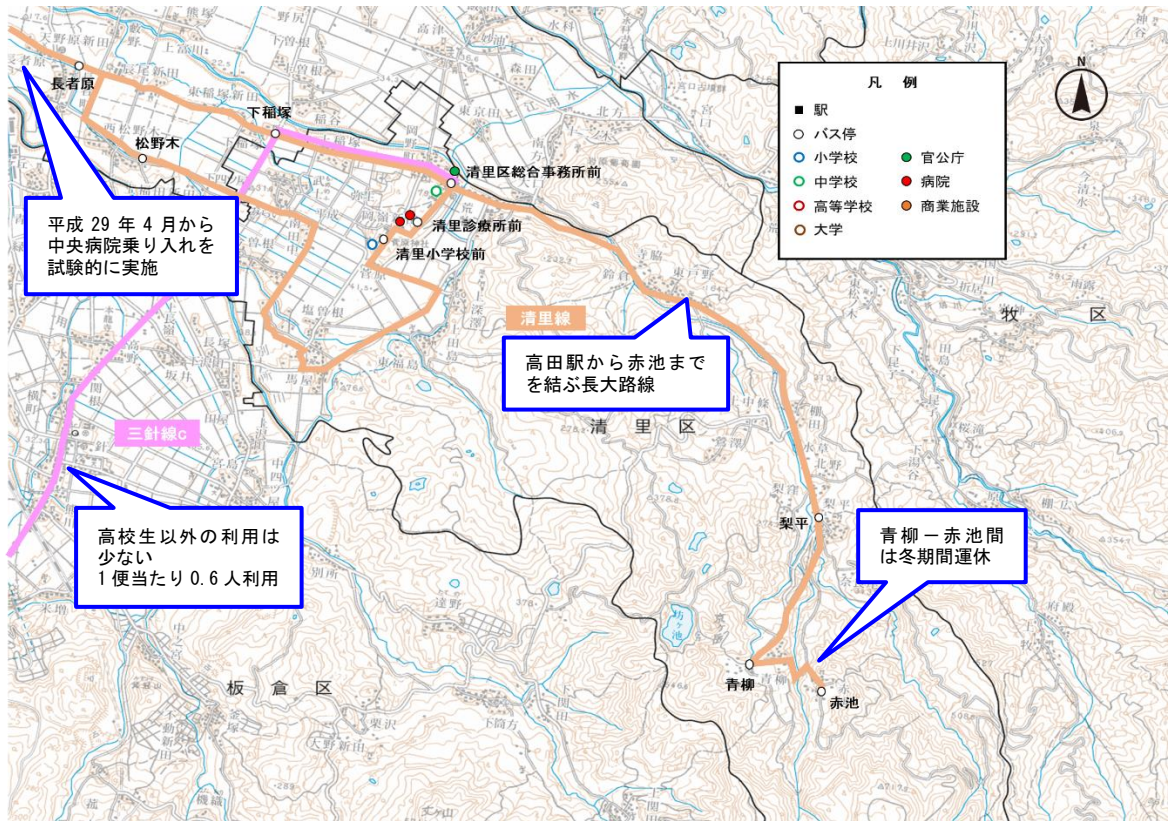
No.	路線	地域住民の意見	
		利用者の意見(乗降調査)	住民の意見(聞き取り調査)
1	清里線	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療センター病院経由(3人/218人)</li> <li>中央病院経由の増便(2人/218人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬期間の赤池への運行(榑池地区住民6人)</li> <li>交通空白地の鶯澤、上中條町内会からバスを運行してほしいとの要望あり</li> <li>清里診療所の利用者2人から全便清里診療所経由とするよう要望あり</li> </ul>
2	三針線	意見なし(0人/11人)	意見なし

## ■再編の方向性

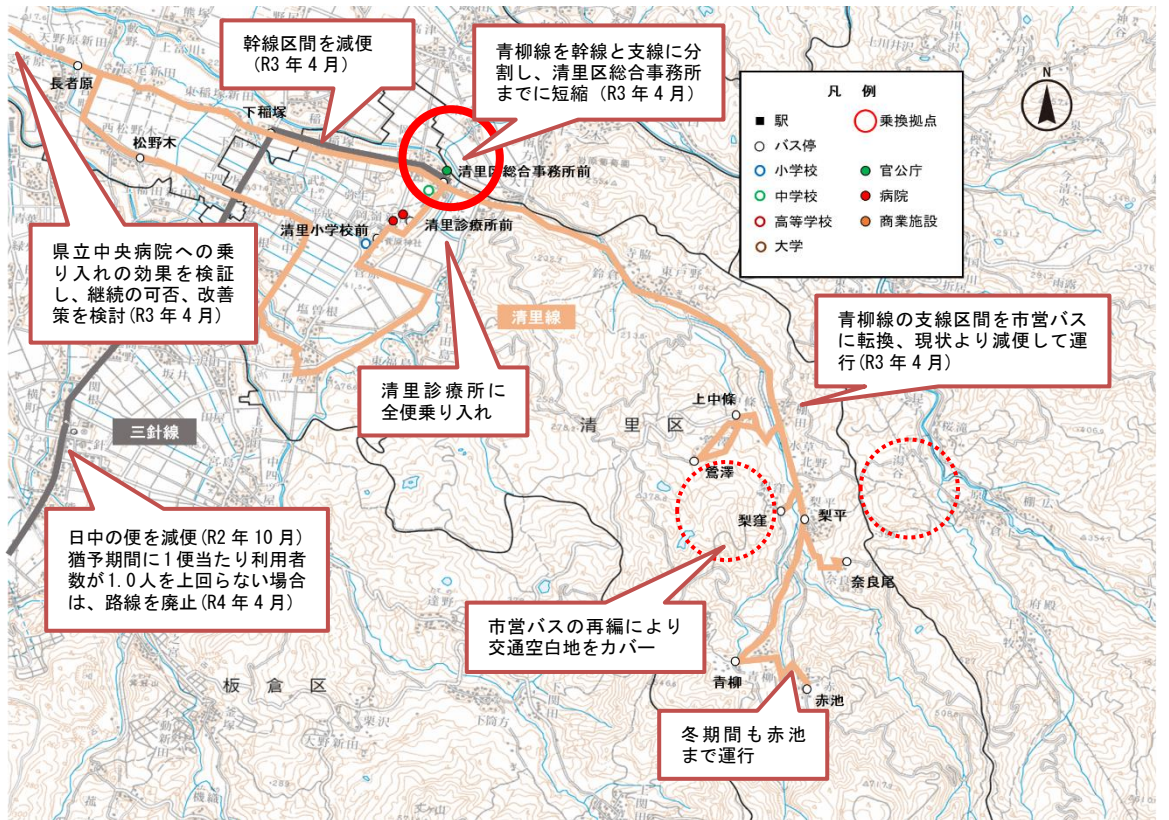
No.	路線名	区分	主な再編時期	再編の方向性
1	清里線	幹線	R3年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線と支線に分割し、高田駅-清里区総合事務所間に短縮</li> <li>利用の少ない時間帯の便を減便し、効率性を向上</li> <li>平成29年4月に実施した県立中央病院への乗り入れの効果を検証し、乗り入れの継続やダイヤ改善による利便性の向上を検討</li> <li>県立中央病院東側に停留所を設置(R2年4月)</li> </ul>
		支線	R3年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営バスに転換し、効率性を向上</li> <li>現在バスを利用して通学する中学生は、小学生のスクールバスで輸送し、現状より減便して運行</li> <li>車両を小型化することにより交通空白地へも運行することとし、利便性を向上</li> <li>清里診療所に全便乗り入れ</li> <li>冬期間、赤池まで運行し、利便性を向上</li> </ul>
2	三針線	支線	R4年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線を廃止</li> <li>現在利用している高校生の在学中は、朝・夕の便を維持し、他の便を減便</li> </ul>

※幹線と支線の乗換拠点は清里区総合事務所前

## ■再編前



## ■再編後



図表 6-1 再編の概要

(令和2年度及び令和3年度に再編を予定する路線)

年度	月	区・地域	路線	評価	再編概要
令和2年	4月	合併前	上越大通り線	IV 現状維持	・県立中央病院東側に停留所設置、商業施設まで延伸
			教育大学線、春日山・佐内線	IV 現状維持	・県立中央病院東側に停留所設置、商業施設まで運行する便の増便
		安塚区	安塚線	IV 現状維持	・鉄道接続に配慮したダイヤ改善
		浦川原区	上柿野ルート、小麦平ルート、東西ルート	I 路線廃止・互助への転換	・ダイヤ変更(小麦平ルート)等 →1便1.0人を上回らない場合はR3年10月廃止
		大島区	市営バス[旭線、菖蒲線]	II 運行形態の転換等	・一部便のデマンド化
		牧区	宮口線(幹線)	IV 現状維持	・県立中央病院東側に停留所設置
		大潟区	上越大通り線	IV 現状維持	・雁子浜東まで運行する便の増便
		清里区	清里線(幹線)	IV 現状維持	・県立中央病院東側に停留所設置
		名立区	市営バス[東飛山線]	IV 現状維持	・通学定期券、土休日の乗り放題乗車券の導入
	7月～8月	合併前	直江津・浦川原線	IV 現状維持	・保倉地区における経路変更の実証運行
	10月	浦川原区	月影・下保倉・末広ルート	II 運行形態の転換等	・早朝の便の減便、冬期間のみ夕方の便の増便
		柿崎区	黒岩線、水野線、上直海線	I 路線廃止・互助への転換	・ルート・ダイヤの改善(黒岩線)、増便(水野線)等 →1便1.0人を上回らない場合はR4年4月廃止
		中郷区	岡沢ルート、関山ルート	II 運行形態の転換等	・通院・買物利用に合わせたダイヤ設定・停留所新設、定時便の増
		板倉区 清里区	三針線	I 路線廃止・互助への転換	・減便等 →1便1.0人を上回らない場合はR4年4月廃止
三和区		水科・今保線(幹線)	III 運行の効率化	・廃止、高田・浦川原線との重複解消	
		水科・今保線(支線)	I 路線廃止・互助への転換	・廃止、互助による取組(みんなの足)へ転換	
		真砂・岡田線(幹線)	III 運行の効率化	・三和体育館までに短縮	
		真砂・岡田線(支線)	I 路線廃止・互助への転換	・廃止、互助による取組(みんなの足)へ転換	
		高田・浦川原線	IV 現状維持	・水科・今保線との重複解消、増便	
11月		大島区	市営バス[旭線]	II 運行形態の転換等	・長者島まで延伸(旭線)
	年内	板倉区	島田線	III 運行の効率化	・上越妙高駅乗り入れの実証運行
令和3年	4月	安塚区	市営バス[6路線]	II 運行形態の転換等	・小中学生のスクールバスと一般の輸送の分離 ・JA前バス停の設置
		牧区	宮口線(幹線)	IV 現状維持	・牧小学校までに短縮、減便
			宮口線(支線)	II 運行形態の転換等	・市営バスに転換
	市営バス[高谷線、平山線、坪山線]		II 運行形態の転換等	・宮口線の支線区間と統合	
	柿崎区 大潟区 頸城区	柿崎・森本線	II 運行形態の転換等	・廃止	
	頸城区	市営バス[大池線]	IV 現状維持	・森本線を利用する児童の利用のためルート・ダイヤ変更	
		南川線	IV 現状維持	・2系統の重複解消	
		黒井駅線	IV 現状維持	・減便	
	板倉区	島田線	III 運行の効率化	・ダイヤ変更、減便等	
		山寺薬師線	II 運行形態の転換等	・スクール混乗による市営バスへの転換	
		上関田線	II 運行形態の転換等	・スクール混乗による市営バスへの転換	
		菟立線	II 運行形態の転換等	・スクール混乗による市営バスへの転換	
		新井・板倉線	III 運行の効率化	・減便、日曜日の運行取りやめの検討	
	清里区	清里線(幹線)	III 運行の効率化	・総合事務所までに短縮、減便	
		清里線(支線)	II 運行形態の転換等	・市営バスへ転換	
	10月	浦川原区	上柿野ルート、小麦平ルート	I 路線廃止・互助への転換	・廃止、互助への転換
		浦川原区 大島区	東西ルート	I 路線廃止・互助への転換	・廃止

## 上越市清里スポーツ公園テニスコートの廃止について

## 1 施設概要

- (1) 施設名称 : 上越市清里スポーツ公園テニスコート  
 (2) 所在地 : 清里区武士 490 番地  
 (3) 設置年月日 : 平成 5 年 4 月  
 (4) 施設状況 : テニスコート 2 面 (敷地面積 1,628 m<sup>2</sup>)  
 (5) 管理形態 : 委託  
 (6) 使用時間 : 日の出から日没まで  
 (7) 使用料 : 1 時間 1 面につき 260 円

## 2 施設利用状況 (平成 26 年度～令和元年 10 月)

年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	平均
件数 (件)	32	39	34	24	34	68	38
人数 (人)	111	92	105	89	90	167	109

## 3 廃止理由

老朽化が進んでおり、利用者数が極めて少ないことから上越市清里スポーツ公園テニスコートを廃止とするもの。

## 4 廃止後の取扱いについて

設置から 27 年が経過し、舗装面のひび割れが進行するなど劣化が進んでいる。

近年、利用者数が極めて少なく、隣接の体育館や他の施設で対応できることから施設廃止に伴う影響は少ない。

当該施設は、平成元年度に農村地域総合整備モデル事業、過疎対策事業債を活用して整備したものであるが、補助事業等取得財産の処分制限期間が経過し、地方債も償還済みであるため財産処分に支障はありません。

廃止後は、競技のネット支柱を撤去し運動公園内の敷地として開放します。

## 5 今後の予定

- 令和 2 年 6 月 清里区地域協議会へ報告  
 令和 2 年 7 月 町内会長連絡協議会臨時会にて報告  
 テニスコート入口に用途廃止周知案内を掲示  
 令和 2 年 10 月 清里区地域協議会へ諮問  
 令和 2 年 11 月 清里区地域協議会より答申  
 令和 2 年 12 月 市議会 12 月定例会に条例廃止を提案  
 令和 3 年 4 月 用途廃止

上越市清里スポーツ公園テニスコート位置図及び現況写真



## ○ 採点結果一覧表

事業 番号	事業名	事業主体	提案事業		基本審査・採択方針審査結果				共通審査基準審査結果			判定	順位	評点に応じて 減額する額	補助金 決定額	
			事業費	補助金 希望額	判定	審査項目	○	×	審査項目	総得点	平均点					
6	櫛池隕石落下 100周年事業	天文指導協力員会	1,554,649	1,320,000	○	1.基本 審査	12	0	①公益性	54	4.50	採択	1	0	1,320,000	
					○	2.清里区 採択方針	12	0	②必要性	55	4.58					
					○	③実現性	54	4.50								
					○	④参加性	53	4.41								
○	基本審査・採択方針 審査結果			⑤発展性	53	4.41	合計	269	22.41							
5	すこやかな暮らし ふれあい事業	NPO法人清里まちづくり 振興会	1,014,091	1,000,000	○	1.基本 審査	12	0	①公益性	51	4.25	採択	2	0	1,000,000	
					○	2.清里区 採択方針	12	0	②必要性	51	4.25					
					○	③実現性	49	4.08								
					○	④参加性	51	4.25								
○	基本審査・採択方針 審査結果			⑤発展性	49	4.08	合計	251	20.91							
4	きよさと朝市開 催事業	清里商工会	280,000	230,000	○	1.基本 審査	12	0	①公益性	52	4.33	採択	3	0	230,000	
					○	2.清里区 採択方針	12	0	②必要性	51	4.25					
					○	③実現性	50	4.16								
					○	④参加性	48	4.00								
○	基本審査・採択方針 審査結果			⑤発展性	49	4.08	合計	250	20.83							
2	坊ヶ池交流施設 活用事業	きよさと観光交流協会	630,283	620,000	○	1.基本 審査	12	0	①公益性	49	4.08	採択	4	0	620,000	
					○	2.清里区 採択方針	12	0	②必要性	50	4.16					
					○	③実現性	49	4.08								
					○	④参加性	50	4.16								
○	基本審査・採択方針 審査結果			⑤発展性	47	3.91	合計	245	20.41							
1	白看板城址駐車 場・崖安全性向 上事業	荒牧狼煙を上げる会	694,944	694,000	○	1.基本 審査	12	0	①公益性	46	3.83	採択	5	△ 28,000	666,000	
					○	2.清里区 採択方針	12	0	②必要性	47	3.91					
					○	③実現性	45	3.75								
					○	④参加性	45	3.75								
○	基本審査・採択方針 審査結果			⑤発展性	44	3.66	合計	227	18.91							
3	清里歴史絵巻加 美芝居事業	星ふる清里会	562,500	562,000	○	1.基本 審査	12	0	①公益性	48	4.00	採択	6	△ 23,000	539,000	
					○	2.清里区 採択方針	12	0	②必要性	43	3.58					
					○	③実現性	47	3.91								
					○	④参加性	44	3.66								
○	基本審査・採択方針 審査結果			⑤発展性	44	3.66	合計	226	18.83							
合計	清里区配分額 5,200,000	配分残額 774,000	4,736,467	4,426,000								合計		△ 51,000	4,375,000	
														補助金残額	825,000	

※ 評点の平均点による補助率の差異

15点未満:不採択、15点:90%、16点:92%、17点:94%、18点:96%、19点:98%、20点以上:100%



**【事業番号1】白看板城址駐車場・崖安全性向上事業**

- 地道な活動ありがとうございます。
- 安全柵は、景観に配慮した擬木又は色に配慮すべき。
- 学生さん等も見学に来られるので、転落防止をもう少し検討して頂けたらと思います。
- 札山線からの車の乗り入れは、余りにも急勾配で危険、再考を…
- 保存、継続、PRを期待する。

**【事業番号2】坊ヶ池交流施設活用事業**

- 意欲的な取組に感謝しています。
- 清里区住民以外の参加者が多くなっていることは素晴らしいと思います。
- そばまつりのソバの味が年によって違っている。おいしいものは次回につながるのでよく注意してほしい。
- 清里区住民の願いであるビュー京ヶ岳存続のため、イベント等あらゆる努力を望む。

**【事業番号3】清里歴史絵巻加美芝居事業**

- 電子データ化すれば永久に保存・利用図れる。
- 移動式看板の活用方法は要検討。
- より多くの方に見ていただけるようなPRを行っていただきたい。
- 歴史・文化を後世に伝えようとする取組に感謝したい。活動をもっと広くアピールしてほしい。

**【事業番号4】きよさと朝市開催事業**

- スペースが狭いのでは。
- 車の通りがきつく、年寄りには危険では。
- 人の寄りどころとして大事な事業だと思う。心豊かになるような取組を。

**【事業番号5】すこやかな暮らしふれあい事業**

- 本事業で大型プリンター購入の必要性は要整理。
- 高齢者の集まる機会を作ることは大変重要なこと。いろんなイベントを計画し、健康維持を図ってもらいたい。

**【事業番号6】櫛池隕石落下100周年事業**

- 櫛池隕石は新潟県の宝でもあると思います。
- タイムリーで奥深い計画、ご活躍に期待しています。
- 毎年、天文指導協力員会の熱意に対し敬意を表する。100周年事業を通じ、次期世代に夢を与えてほしい。清里区住民のみならず、広くPRしてほしい。

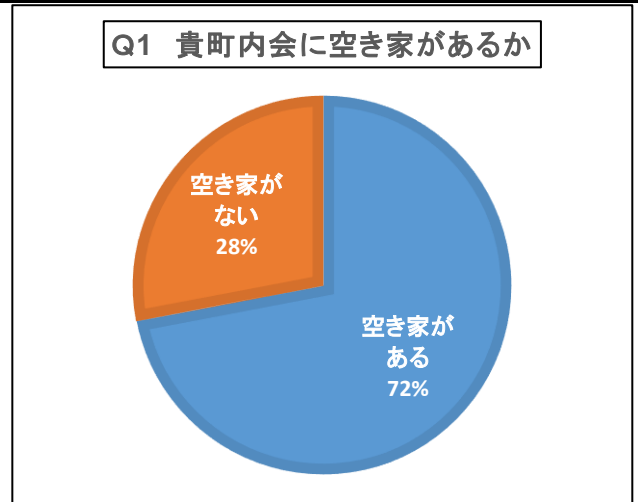
令和2年1月10日現在

Q1. 貴町内会に空き家がありますか。該当する番号に○をつけてください。また、ある場合は空き家の件数を記入してください。なお、空き家は住宅以外の付属家等を含めて1件と数えてください。  
 ① ある( 件)      ② ない      ③ わからない

解説: 町内会に空き家があるかどうか尋ねたところ、あると回答した町内会は18町内会で、清里区全体の72%であった。また、空き家の件数は全体で53件であった。

設問	回答数
空き家がある	18
空き家がない	7
わからない	0
計	25

設問	回答数
空き家がある場合の件数	53



Q2. Q1で「① ある」と回答された町内会にお聞きします。所有者等と連絡が取れない、又は現在の所有者が誰かわからない空き家の件数について記入してください。

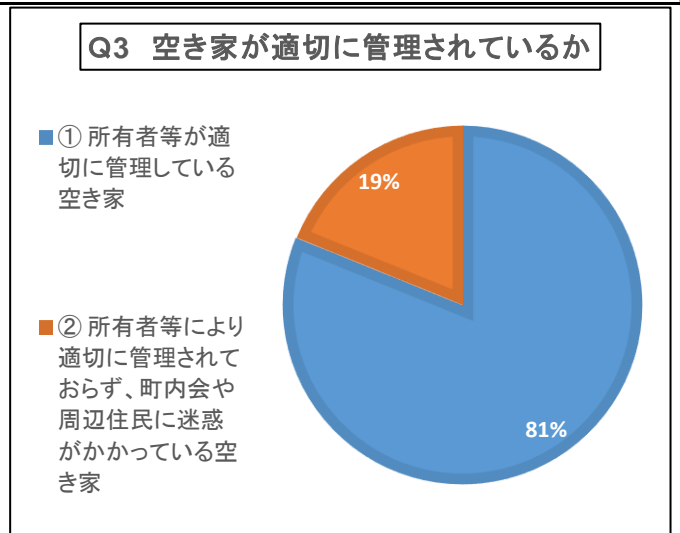
解説: 空き家があると回答された町内会は18町内会あったが、そのうち所有者と連絡が取れない、所有者不明の空き家の件数は3件あった。

設問	回答数
所有者等と連絡が取れない、所有者不明の空き家件数	3

Q3. Q1で「① ある」と回答された町内会にお聞きします。以下の空き家の件数について、わかる範囲で記入してください。

解説: 空き家があると回答された町内会で、空き家が適切に管理されている空き家は53件中43件で、全体の8割となっている。また、町内会や周辺住民に迷惑がかかっている空き家は10件となっている。

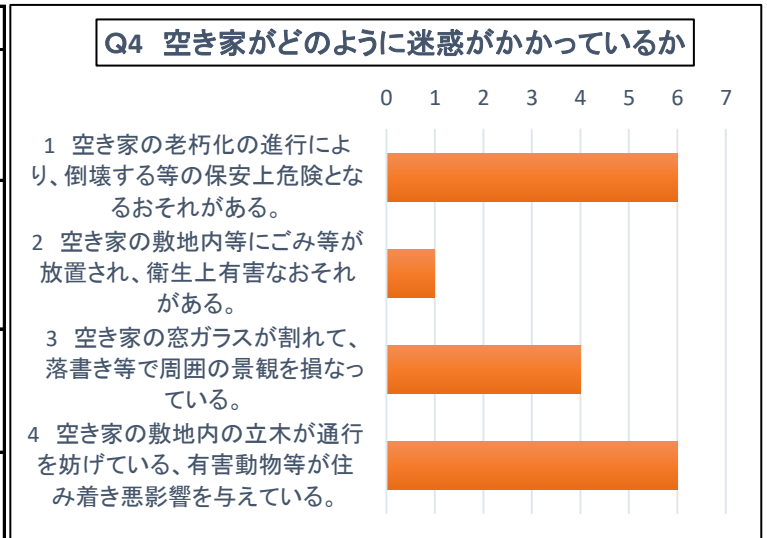
設問	回答数
① 所有者等が適切に管理している空き家	43
② 所有者等により適切に管理されておらず、町内会や周辺住民に迷惑がかかっている空き家	10
計	53



Q4. Q3の②の空き家のうち、具体的にどのように迷惑がかかっているのか、当てはまるもの全てに「○」をつけてください。(複数回答)

解説: Q3の②の空き家で、具体的にどのようなことで迷惑がかかっているのか尋ねたところ、空き家の老朽化の進行により、倒壊する等の保安上危険の恐れが6件、立木が通行の妨げ、有害動物等が住み着き悪影響を与えているが6件、空き家の窓ガラスが割れて、落書き等で周囲の景観を損なっているが4件の回答であった。

設問	回答数
1 空き家の老朽化の進行により、倒壊する等の保安上危険となるおそれがある。	6
2 空き家の敷地内等にごみ等が放置され、衛生上有害なおそれがある。	1
3 空き家の窓ガラスが割れて、落書き等で周囲の景観を損なっている。	4
4 空き家の敷地内の立木が通行を妨げている、有害動物等が住み着き悪影響を与えている。	6
5 上記以外の事由によるもの	0
計	17



Q5. Q4の項目以外で町内の空き家に関して困っていることがあれば記載してください。

- ・現在、具体的な被害等はないものの、将来的に危険となった際に、だれが責任を取り、対応するのかわからないことが不安である。
- ・いつ被害が発生する可能性があるのが1件で本人と連絡が取れなくなった。
- ・現在所有者不明の空き家があり、例と全く同じ不安がある。また、敷地が道路より2.5m高く、石垣、コンクリートで囲ってあるがヒビが入り崩壊の危険があり、現在危険な字道を通行止めの処置をとっている。
- ・所有者が管理しているうちは良いですが、将来的には放置されるのではないかと不安があります。
- ・現在、空き寺になり、責任の取り方、管理方法が難しい。
- ・将来的に危険となると思われるので、協議員連名の署名捺印をして注意のお願いをした。
- ・最終的に建物を解体し、敷地整理をしてもらえるのか不安である。
- ・除草もされず草木が枯れて乾燥し火災の危険がある。(タバコ等のポイ捨て危険)小学校に近く、小学生他に悪影響がある。(美観が悪い)
- ・今現在問題はないが、将来的に防犯上、火災等の心配が考えられる。
- ・現時点では無し
- ・市を通じて文章、現状写真を送っているが返答がない。所有者と連絡が取れずにいるので町内会費が徴収できない。

Q6. 貴町内会で空き家の管理に関する取決めや慣例はありますか。下記の例を参考に下の枠の中に記入してください。また、空き家の管理料として町内会費(字費)等で徴収している場合は、差支えない範囲で金額を記入ください。

町内会の取決め慣例	町内会費(字費)等
・現在取決め等はない。	

・住宅等の建物を残して町内を出るときは、空き家管理料として町内会費の1/2を町内会に納める。	17,000円
・住宅等の建物を残して町内を出るときは、所有者や管理者の連絡先や管理方法を町内会長に伝えてから出る。一般町内会費の半額(年度により変更有)	12,500円
・連絡先を伝えて行くが1件のみ連絡が取れない。町内会費の半額を納めているが、連絡の取れない1件は未納	半額で9,000円位(年2回で)
・字費の徴収がある為(防火管理費、墓地管理費、耕作・山林反別割)町内会を出る時は、町内会長が所有者、管理者の連絡先を確認する。	
・基本的には町内会を出るときは、家を壊してから出るようにお願いしていますが、後の管理(草刈り)も必要と思われます。	
・取決めは特にないため困っている。	
・町内会費(半額)を納める。	15,000円 5,000円×3期
・取決めごとはない。	
・住宅等の建物を残して町内を出るときは、所有者や管理者の連絡先や管理方法を町内会長に伝えてから出る。また、空き家の管理料として町内会費を納める。	7,000円～8,000円その年により異なる
・住宅等の建物を残して町内を出るときは、所有者や管理者の連絡先や管理方法を町内会長に伝えてから出る。	
・住宅等の建物を残して町内を出るときは、所有者や管理者の連絡先や管理方法を町内会長に伝えてから出る。	字費は徴収する。金額はその年により変更あり。
・町内より転出する場合は特に決めはないが、平成10年に1件あったが、壊してもらった。(1年～2年後)	戸割0円 耕作地があり約7,000円
・特になし	
・現時点での空き家は2件のみ。2件とも所有者が存在しているので管理料としては最小限の字費を徴収している。割合は戸数割50%、反20%、土地評価30%として賦課している。一律ではなく、所有者別に金額は異なる。	3,000円～4,000円(年額)
・現在建物がある場合は、消防費を納めてもらう取決め	1件分7,200円
・住宅等の建物を残して町内会を出るときは町内会費として戸割、賃貸割、消防費を納める。	25,000円
・住宅等の建物を残して町内会を出るときは、空き家の管理料として町内会費(字費)や消防費等を町内会に納める。	住宅8,000円、小屋4,000円

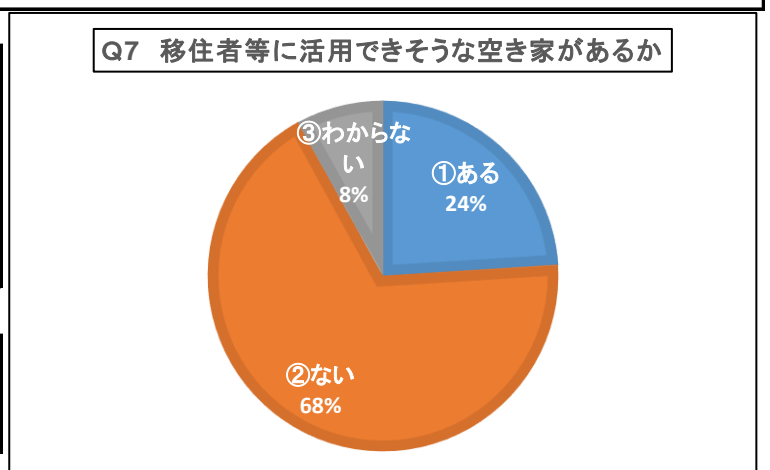
Q7. 移住者や外部人材の受入れに活用できそうな空き家(所有者の承諾があるもの)はありますか。該当する番号に○をつけてください。また、ある場合は空き家の件数を記入してください。

① ある( 件)      ② ない      ③ わからない

解説: 移住者や外部人材の受入れに活用できそうな空き家があるかどうか尋ねたところ、あると回答された町内会が6件で全体の24%、ないが17町内会で68%となっている。また、清里区全体で9件の空き家が活用することができるという回答があった。

設問	回答数
①ある	6
②ない	17
③わからない	2
計	25

設問	回答数
①ある場合の空き家件数	9



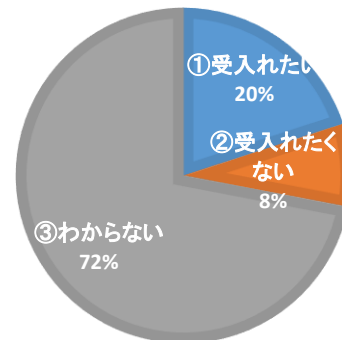
Q8. 町内会として、空き家を活用した移住者や外部人材の受入れを積極的に行いたいと思いますか。該当する番号に○をつけてください。

- ① 受入れたい    ② 受入れたくない    ③ わからない

解説: 町内会として空き家を積極的に活用し、移住者や外部人材の受入れを積極的に行いたい町内会は、5町内会で全体の20%となっている。

設問	回答数
①受入れたい	5
②受入れたくない	2
③わからない	18
計	25

Q8 移住者等を積極的に受け入れたい



Q9. その他、空き家に関する意見、考えなどがあれば記載してください。

- ・居住者が増えることはありがたいが、どのようなかわからないのが不安でこまる事。
- ・現在は2戸が空き家になっている。荒牧町内では1人暮らしの高齢者世帯(65歳以上)が8戸あります。今後、空き家が増加することが予想され、町内会全体での話し合いが必要です。
- ・所有者は解体工事にお金がかかる為、解体できずにいる。
- ・今後も空き家の増加が予想されます。空き家ですから当然管理が行き届かないと思います。今後は見守り、雑草の手入れなどが町内会として必要になると思います。
- ・空き家に活用できる住宅ではないため解体を希望したい。
- ・所有者が最終的に責任を取るような法的処置が明確であればよいと思う。
- ・行政でもっと積極的に家主と連絡を取る等の措置をお願いしたい。(火災等が発生した場合は誰が責任を取るのか分からない為)
- ・受入れたいと思うが、どの様な人が来るのか不安がある。
- ・所有者は、空き家を売却したいという意向をもっている。また、空き家登録をしていると思われる。
- ・町内55世帯のうち、高齢化世帯が大半となっている。一人暮らし世帯も現在11戸存在している。空き家対策は喫緊の課題です。建物の倒壊や有害動物の繁殖化による安全面や環境悪化等が特に心配です。専門チームによる対策委員会等の設置を切望いたします。
- ・空き家を管理できなくなり、5年、10年たったら行政の方で取り壊しを行う等の処置をとる方向で考えては。